

大阪市告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年2月5日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年2月19日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目7番先	プランター（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目7番先	置き看板（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目8番先	柵（金属製）（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目8番先	植木鉢（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目5番先	柵（金属製）（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目6番先	置き看板（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目6番先	柵（金属製）（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目5番先	柵（金属製）（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目6番先	掲示板（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目4番先	柵（金属製）（2点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目4番先	柵（金属製）（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目3番先	置き看板（1点）
八幡筋線	中央区東心斎橋2丁目2番先	置き看板（3点）

（建設局総務部管理課）